

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成30年 7 月） ☐ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年 7 月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） ☒ その他（三重県を伊賀市と読み替える。）
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ	成果の提出	☐ 電子記憶媒体で提出すること。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3 部 ☒ （ 2 ） 部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（監督員と協議。） ☐ 検査用として成果物の印刷物（A 4 版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を 1 部提出する。 ☐ その他（ ）
エ	工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☒ その他（毎月末の履行報告書を翌月 3 日までに監督員に提出すること。） （工程に遅れが生じている場合は、全工程を修正し、履行報告書の提出に併せて修正全体工程表を提出すること。）
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設 部門 鋼構造物及びコンクリート 科目 ☐ 部門・科目を問わない） ☐ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 鋼構造物及びコンクリート 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
	管理技術者の の その他要件	☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☒ その他（監理技術者及び照査技術者の兼務はできないものとする。）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和元年7月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目		明示事項（条件及び内容）
カ	照査技術者	☐ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☒ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （業務全般）
	照査技術者の要件	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☐ 道路 部門 科目、 ☐ 部門、 ☒ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☐ 道路 部門、 ☒ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ その他（監理技術者及び照査技術者の兼務はできないものとする。）
	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） ☐ その他（ ）
キ	打合せ等	☒ 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せ回数は 1 回とする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 設計業務着手時 ☒ 中間打合せ 1 回 ☒ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
	資料の貸与	☐ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和元年7月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ケ	業務条件	☐	業務条件は下記のとおりとする。
コ	その他	☒	成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。
		☐	設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。
		☒	暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市
令和元年7月

特 記 仕 様 書

1. 目的

本業務は、伊賀市が管理する橋梁の現状を把握し、橋梁の維持管理に必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

2. 適用図書

本業務の橋梁点検に関する作業については、「伊賀市橋梁点検要領令和2年6月」によること。

3. 点検従事者について

点検業務に従事する者のうち1名は、「三重県橋梁点検技術者講習会」を受講し、受講証明書の交付を受けた者とする。

4. 点検業務について

(1) 計画準備

① 業務計画書

- ・伊賀市より貸与された資料等をもとに、業務計画書を作成する。
- ・業務計画書には、「三重県橋梁点検技術者講習会」の受講証明書を添付すること。

② 図面作成

- ・伊賀市により提供された橋梁台帳により、チェックシートの概略図を作成する。
- ただし、橋梁一般図等がない場合は、請負者において現地調査を行い、点検要領に基づく点検に必要な概略図を作成すること。

(2) 現地踏査

- ・橋梁点検に先立って現地調査を行い、点検計画を策定するために必要な進入路、交通状況等を把握すること。

(3) 関係機関協議

- ・他機関との協議が必要な橋梁については、監督員へ報告すること。

(4) 点検

- ・「伊賀市橋梁点検要領令和2年6月」に基づき点検を行う。また、必要に応じて橋梁台帳の記載事項（塗装面積、高欄の種類、落橋防止施設の種類等）を補完するために現地で調査を行う。なお、支承については、損傷がなくても各支点（橋台・橋脚）で1ヶ所写真を撮影すること。
- ・支承等に土砂が被さっている場合は、それを撤去したうえで点検を行うこと。

(5) 点検調書作成

- ・点検結果をもとに、伊賀市橋梁点検要領のチェックシートを清書し、写真等の整理を行う。
- ・点検結果を発注者が提供するエクセルシートに入力すること。

(6) 打合せ

- ・作業計画書をもとに、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、発注者より橋梁点検に必要な資料等の貸与を受けること。

(7) 安全管理

- ・本業務を実施するにあたり、本特記仕様書に定める図書のほか、関連法令等を遵守し、作業の安全確保に努めること。

(8) 土地の立ち入り等について

- ・本業務を実施するために第三者の土地に立ち入る場合、または、第三者所有の草木等の伐採が必要な場合は、受注者において了解を得ること。

(9) 健全度評価

- ・本業務で点検を行った橋梁について、「伊賀市橋梁点検要領損傷事例」を参考に、損傷度の見直しを行い、橋梁の健全度評価（４段階）を行うこと。

(10) その他

- ・本特記仕様書に定めないものは、「三重県業務委託共通仕様書」によるものとする。

(11) 工程管理（履行報告）

- ・業務計画書に基づき全体工程を作成し、毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、翌月の３日までに監督員に提出すること。なお、工程に遅れが生じている場合は、全体工程を修正し、履行状況の提出に併せて修繕全体工程表を提出すること。